

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 2月18日

北上地区消防組合  
管理者 北上市長 伊 藤 彬

### 北上地区消防組合規則第 1 号

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 1 条 北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 7 年北上地区消防組合規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別な形態によつて勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)	(特別な形態によつて勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)
第 2 条 任命権者は、条例第 4 条第 2 項の週休日（条例第 3 条第 1 項の週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第 5 条の勤務日をいう。次条において同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1 回の勤務に割り振られる勤務時間が <u>16時間</u> を超えないようにしなければならない。	第 2 条 任命権者は、条例第 4 条第 2 項の週休日（条例第 3 条第 1 項の週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第 5 条の勤務日をいう。次条において同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1 回の勤務に割り振られる勤務時間が <u>15時間30分</u> を超えないようにしなければならない。
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 2 条 北上地区消防組合職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年北上地区消防組合規則第 4 号）の一部を次のように改正す

る。

改正前	改正後
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第10条 育児休業条例第7条第1項の規定で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>北上地区消防組合一般職員の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則</u>（昭和49年規則第18号。以下「<u>期末手当等規則</u>」という。）第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(3) <u>北上地区消防組合一般職員の職員の給与に関する条例</u>（昭和49年条例第7号）第15条の規定の適用を受ける職員（別に定める職員を除く。）として在職した期間</p> <p>(4) 休職にされていた期間（<u>期末手当等規則第6条第2項第4号ア及びイ</u>に掲げる期間を除く。） （育児短時間勤務の形態）</p> <p>第13条 育児休業条例第11条の規則で定める日数は12日とし、規則で定める時間は<u>16時間</u>とする。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)</p> <p>第10条 育児休業条例第7条第1項の規定で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>北上地区消防組合一般職の職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則</u>（昭和49年規則第18号）<u>において準用する北上市職員の期末手当及び勤勉手当規則</u>（平成3年北上市規則第43号。以下「<u>北上市期末手当等規則</u>」という。）第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間</p> <p>(3) <u>北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例</u>（昭和49年条例第7号）第15条の規定の適用を受ける職員（別に定める職員を除く。）として在職した期間</p> <p>(4) 休職にされていた期間（<u>北上市期末手当等規則第7条第2項第4号ア及びイ</u>に掲げる期間を除く。） （育児短時間勤務の形態）</p> <p>第13条 育児休業条例第11条の規則で定める日数は12日とし、規則で定める時間は<u>15時間30分</u>とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

（北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

第3条 北上地区消防組合職員の給与の支給に関する規則（昭和49年北上地区消防組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第19条 給与条例第15条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係る1週間当たりの勤務時間は、<u>40時間</u>とする。</p> <p>2 給与条例第20条に規定する規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た額から、<u>8時間</u>に18を乗じて得た</p>	<p>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第19条 給与条例第15条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出に係る1週間当たりの勤務時間は、<u>38時間45分</u>とする。</p> <p>2 給与条例第20条に規定する規則で定める時間は、前項に掲げる時間に52を乗じて得た額から、<u>7時間45分</u>に18を乗じて</p>

時間を減じた額とする。ただし、勤務時間等条例第3条ただし書きの規定に基づき勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、管理者の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。

得た時間を減じた額とする。ただし、勤務時間等条例第3条ただし書きの規定に基づき勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定められている職員のうち、管理者の定める職員については、前項に掲げる時間に52を乗じて得た時間とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(北上地区消防組合職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則の廃止)

2 北上地区消防組合職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則（昭和60年北上地区消防組合規則第3号）は、廃止する。